

令和 5 年 5 月 19 日 税務署長殿		青色申告 一連番号	
納税地 大阪府大阪市中央区南船場3丁目5-27-301 電話() - ()		整理番号	
(フリガナ) カブシキガイシャ プラスミュージック 法人名 株式会社 プラスミュージック		事業年度 (至)	
法人番号 2120001220509		売上金額	
(フリガナ) イナオカ ダイチ 代表者 稲岡 大治		申告年月日	
代表者住所 大阪府大阪市淀川区十八条1丁目32-508号		通達日付 確認 庁指定 局指定 指導等 区分	
通算グループ 整理番号 通算親法人 整理番号 法人区分 事業種目 音楽教室の経営 期末現在の資本金の額又は出資金の額 5,000,000 円 同非区分 旧納税地及び旧法人名等		法人税 法人税 法人税 法人税 法人税 法人税	

令和 4 年 4 月 1 日 事業年度分の法人税確定 申告書
 令和 5 年 3 月 31 日 課税事業年度分の地方法人税確定 申告書
 (中間申告の場合の計算期間) 年 月 日

適用額明細書提出の有無 () ()
 税理士法第30条の書面提出有 ()
 税理士法第33条の2の書面提出有 ()

所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	1	0
法人税額 (52) + (53) + (54)	2	0
法人税額の特別控除額 (別表六(六)「5」)	3	
税額控除超過額相当額の加算額	4	
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「4」)	5	000
同上に対する税額 (74) + (75) + (76)	6	
課税留保金額 (別表三(一)「4」)	7	000
同上に対する税額 (別表三(一)「8」)	8	
法人税額計 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)	9	0
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	10	
控除税額 (10) - (11) + (12) のうち少額金額	11	0
差引所得に対する法人税額 (9) - (10) - (11) - (12)	12	00
中間申告分の法人税額	13	00
差引確定 (中間申告の場合はその法人税額とし、マイナスの場合は、(22)へ記入)	14	00
課税標準法人税額 (29) + (30)	15	0
地方法人税額 (57)	16	0
税額控除超過額相当額の加算額 (別表六(二)付表六「14の計」)	17	
課税留保金額に係る地方法人税額 (58)	18	
所得地方法人税額 (32) + (33) + (34)	19	0
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	20	
外国税額の控除額 (13) - (14) - (15) のうち少額金額	21	
差引地方法人税額 (35) - (36) - (37) - (38)	22	00
中間申告分の地方法人税額	23	00
差引確定 (中間申告の場合はその地方法人税額とし、マイナスの場合は、(43)へ記入)	24	00
控除税額の計算	25	
この申告による還付金額	26	
この申告前の所得金額又は欠損金額 (59)	27	
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (64)	28	00
欠損金又は災害損失等の当座控除額 (別表七(一)「5の合計」)	29	13376928
控除税額の計算	30	
この申告による還付金額	31	5910884
この申告前の所得金額又は欠損金額 (59)	32	
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (64)	33	00
外国税額の還付金額 (79)	34	
中間納付額 (40) - (39)	35	
計 (42) + (43)	36	
この申告前の所得金額に対する法人税額 (82)	37	
課税留保金額に対する法人税額 (88)	38	
課税標準法人税額 (69)	39	000
この申告により納付すべき地方法人税額 (74)	40	00
剰余金・利益の配当 (剰余金の分配) の金額	41	
剰余財産の最後の分配又は引渡しの日	42	令和 5 年 5 月 18 日
還する金 三菱UFJ 心斎橋 出金所 普通 預金 口座番号 0360618 ゆうちょ銀行の貯金記号番号	43	
※税務署処理欄	44	

この申告書に係る通知等がある場合、e-Taxによる通知を希望します。() (加算税)

税理士 岡田 豊一

所得の金額の計算に関する明細書

事業年度 令和 4・4・1
令和 5・3・31

法人名 株式会社 プラスミュージック

別表四

令四・四・一以後終了事業年度分

区 分	①	②	③
	留 保	社 外	出
当期利益又は当期欠損の額	13,306,931	13,306,931	円
加			
損金経理をした法人税及び地方法人税 (附帯税を除く。)			
損金経理をした道府県民税及び市町村民税			
損金経理をした納税充当金	70,000	70,000	
損金経理をした附帯税 (利子税を除く。)、加算金、延滞金 (延滞分を除く。)、及び過怠税			その他
減価償却の償却超過額			
役員給与の損金不算入額			その他
交際費等の損金不算入額			その他
通算法人に係る加算額 (別表四付表「5」)			外※
小 計	70,000	70,000	外※
減			
減価償却超過額の当期認容額			
納税充当金から支出した事業税等の金額			
受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「13」又は「26」)			※
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)			※
受贈益の益金不算入額			※
適格現物分配に係る益金不算入額			※
法人税等の中間納付額及び過納納に係る還付金額			
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	4		4
通算法人に係る減算額 (別表四付表「10」)			※
小 計	4		外※ 4
仮 計			
(1) + (11) - (22)	13,376,927	13,376,931	外※ △4
対象経支払利子等の損金不算入額 (別表十七(二)「29」又は「34」)			その他
超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)「3」又は「10」)	△		※ △
仮 計			
(23) から (25) までの計	13,376,927	13,376,931	外※ △4
等 用 金 の 損 金 不 算 入 額 (別表十四(二)「24」又は「40」)			その他
経費控除額 (別表六(一)「6」)			※
法人税額から控除される所得税額 (別表六(一)「6」)	1		その他 1
税額控除の対象となる外国法人税の額 (別表六(二)「7」)			その他
分配調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表六(五)「15」の②、別表十七(三)「1」)			その他
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「10」)			
海外船舶運送事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額 (別表十(四)「20」、「21」又は「23」)			※
合 計	13,376,928	13,376,931	外※ △4 1
(26) + (27) + (28) + (29) + (30) + (31) + (32) + (33)			
契約者配当の益金算入額 (別表九(一)「13」)			
特定目的会社等の配当金又は特定目的債権に係る債権者の利益の分配等の損金算入額 (別表十(六)「13」、別表十(六)「14」又は別表十(六)「15」若しくは「16」)	△	△	
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額			※
非過剰合併又は残余財産の全部分配等による移動資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額			※
差 引 計			
(34) から (38) までの計	13,376,928	13,376,931	外※ △4 1
更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額 (別表七(三)「9」又は「21」)	△		※ △
通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額 (別表七(三)「5」又は「11」)			※
当初配賦欠損金控除額の益金算入額 (別表七(二)付表「23」の計)			※
差 引 計			
(39) + (40) + (41) + (42)	13,376,928	13,376,931	外※ △4 1
欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4」の計、別表七(四)「10」)	△		※ △ 13,376,928
総 計	0	13,376,931	外※ △13,376,932 1
(43) + (44)			
新設床戻金又は海外新設床戻金の特別控除額 (別表十(三)「43」)	△		※ △
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十四)「10」)	△	△	
農用地等を取得した場合の庄園額の損金算入額 (別表十二(十四)「43」の計)	△	△	
農用地等取得準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十五)「15」、別表十二(十六)「16」又は別表十二(十六)「17」)	△	△	
特別新事業開始事業費に對し特定事業活動として出費をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定繰出額の益金算入額 (別表十二(十六)「16」又は「17」)			※
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	△	△	
所得金額又は欠損金額	0	13,376,931	外※ △13,376,932 1